

## 日本分子生物学会 休会届

届出日                      年                      月                      日									
休会希望期間	(                      )年 10 月 1 日～(                      )年 9 月 30 日    ※学会の年度単位、最長 3 年度								
休会理由	<input type="checkbox"/> 海外留学(ポスドクを含む)			<input type="checkbox"/> 出産・育児等			※いずれかにチェック		
会員番号									
	姓 (Last name)					名 (First name & Middle name)			
名 前						Ⓔ			
生年月日	19	年		月		日			
休会中の連絡先 *いずれかに○	所属機関    ・    自宅					*所属機関を連絡先に指定する場合、住所は部署名などまで記載してください。			
住 所	( 〒                      -                      )								
	TEL					FAX			
E-mail *携帯メール不可									

◆その他変更・連絡事項◆

備 考									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特定非営利活動法人 日本分子生物学会 事務局  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-11-5 人材開発ビル4階  
Tel. 03-3556-9600

**休会制度について** (詳細は定款・細則をご覧ください)

◎学会の年度単位で、申請した次年度から最長 3 年度まで休会できます。(学会会計年度：10 月～翌年 9 月)

★条件 1：正会員または学生会員であること

★条件 2：申請する年度までの会費が完納されていること

◎休会期間中は学会年度会費が免除となり、以下の会員資格が停止されます。

- 1) 会報・年会プログラム集、会員メールの受取
- 2) 正会員の場合は、総会での議決権
- 3) 理事選挙の選挙権と被選挙権
- 4) 会員区分での年会参加
- 5) 年会における一般演題の発表

◎休会を解消して復会する場合は、学会事務局にその旨をご連絡のうえ、復会する当該年度の会費を納入してください。年度の途中で復会する場合も、当該年度の会費を納めていただく必要があります。

◎年会事前参加登録・一般演題投稿を行う場合には、手続きを行う時点で復会手続きが完了されていることが必要です。